茨城社会福祉協議会職員連絡協議会会則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、茨城社会福祉協議会職員連絡協議会(以下「本会」という。)と称し、事務所を茨城県社会福祉協議会内におく。なお、略称を「職連協」という。

(目的及び事業)

- 第2条 本会は、県内の社会福祉協議会職員(以下「社協職員」という。)の活動を促進することを目的とする。
- 2 本会の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) 社協活動に関する調査、研究、提言に関すること。
- (2) 支部活動への支援
- (3) 会員の資質向上に関すること。
- (4) 会員の福利増進に関すること。
- (5) 会員相互の親睦に関すること。
- (6) その他本会の目的達成に必要なこと。

(会 員)

- 第3条 本会に次の会員を置く。
 - (1) 正会員 県市町村社協の専任職員。
 - (2) 準会員 事務局長及び派遣職員等。
 - (3) 賛助会員 本会の目的に賛同した団体(県市町村社協)及び個人。
- 2 会員については、前項のほか別に定める。

(役 員)

- 第4条 本会に次の役員をおく。
 - (1) 理 事 14名
- (2) 代議員 14名
- (3) 監事 2名
- 2 本会に会長1名、副会長2名をおく。
- 3 会長及び副会長は、理事が互選し、代議員会が承認する。

(役員の職務)

- 第5条 会長は、本会を代表し、業務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を構成する。
- 4 代議員は、代議員会を構成する。
- 5 監事は、会計を監査し、代議員会に報告する。

(役員の選出)

- 第6条 理事は、各支部の支部運営委員の中から2名を選出し、2名のうち の1名は支部を代表する支部運営委員とする。
- 2 支部から選出された理事に事故あるときは、再度前項により選出された支部運営 委員または正会員が理事としてその残任期間をつとめる。
- 第7条 代議員は、各支部の支部運営委員の中から2名を選出する。
- 2 支部から選出された代議員に事故あるときは、再度前項により選出された支部運営委員が代議員としてその残任期間をつとめる。
- 第8条 監事は、本会会員の中から2名を代議員会において選任する。
- 2 監事は、本会の理事、代議員、事務局職員の職務を兼任することができない。

(役員の任期)

- 第9条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 役員は、その任期満了の後でも、後任者が選出されるまでは、なおその職務を行 うものとする。

(理事会)

- 第10条 本会の業務決定は、理事会が行う。ただし、日常の軽易な業務は、会長が専 決し、これを理事会に報告する。
- 2 理事会は会長が招集する。
- 3 理事会の議長は、会長があたる。
- 4 理事会の議事は、出席者の過半数の賛成によってこれを決する。

(代議員会)

- 第11条 代議員会は、会長が招集し、必要に応じて開催する。ただし、決算を議する 代議員会は、会計年度終了後から3月以内に開催するものとする。
- 2 代議員会に議長をおき、議長は、そのつど代議員の互選で定める。
- 3 代議員会の議事は、出席者の過半数の賛成により決し、可否同数のときは、議長 の決するところとする。
- 4 代議員会は、本会の事業運営に必要な事項について、会長に意見を具申すること ができる。

(代議員会の権限)

- 第 12 条 次に掲げる次項については、理事会の審議を経て代議員会の議決を得なければならない。
 - (1) 事業計画、事業報告、収支予算及び決算
 - (2) 委員会の設置

- (3) 会則及び規程の制定並びに改廃
- (4) 本会の解散
- (5) その他理事会に委任したものを除く重要事項

(支 部)

第13条 本会に支部をおく。

2 支部については、別に定める。

(委員会)

- 第14条 本会の事業を運営するため、必要に応じて正会員及び準会員をもって構成する委員会を設けることができる。
- 2 委員会の運営については、別に定める。

(事務局)

第15条 本会に事務局をおく。

- 2 事務局に次の職員をおく。
- (1) 事務長 1名
- (2) 事務局員 若干名
- 3 事務長は、会長の命を受けて会務を処理する。

(経費)

第16条 本会の経費は、会費及び寄付金等の収入を持ってあてる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第18条 この会則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この会則は、昭和53年6月1日から施行する。
- 2 郡市町村社会福祉協議会職員連絡協議会会則(昭和49年4月1日施行)は、 これを廃止する。

附則

この会則は、昭和54年7月4日から施行する。

附則

この会則は、昭和56年6月30日から施行する。

附則

- この会則は、平成4年6月19日から施行する。 附 則
- この会則は、平成12年2月9日から施行する。 附 則
- この会則は、平成17年3月22日から施行する。 附 則
- この会則は、平成18年6月29日から施行する。 附 則
- この会則は、平成19年11月20日から施行する。 附 則
- この会則は、平成22年1月7日から施行する。